

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」の改正に伴う
「独自利用事務の情報連携に関する手引」の改正について

1. 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第9号においては、法第9条第2項の規定に基づき地方公共団体が個人番号を利用するために条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）のうち、当該事務において情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことができる事務を個人情報保護委員会規則（※1）において規定することとしている。

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号。以下「規則」という。）

今般、情報連携可能な独自利用事務の範囲拡大に関する地方からの要望（※2）も踏まえ、国民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化等に資するため、規則について所要の改正を行うこととしているところ（※3）。これに伴い、「独自利用事務の情報連携に関する手引」（令和5年7月個人情報保護委員会事務局。以下「手引」という。）についても、所要の改正を行う。

※2 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）」において、「結婚新生活支援事業における…補助金の交付の申請の手続のうち申請者の所得の確認方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）19 条9号に基づく情報連携の在り方を含め、申請者及び地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意向も踏まえつつ方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされている。

※3 令和5年7月12日第248回個人情報保護委員会 配布資料3-1、3-2

2. 改正内容

規則第2条第1項第1号においては、情報連携が可能な独自利用事務として満たすべき要件の一つとして、当該事務の趣旨又は目的について「法別表第2の第2欄に掲げる事務のうちいずれかの事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること」が規定されており、手引において、「（両事務の）対象者が原則として一致すること」等の基準を示している。この要件について、規則改正により、「法別表第2の第2欄に掲げる事務のうちいずれかの事務の根拠となる法令の趣旨又は目的とおおむね同一であること」に改正することを踏まえ、手引において、「独自利用事務の対象者が法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があるものとして客観的に認められる場合」も当該要件を満たす

旨を追記する。

また、「【参考1】情報連携の対象となる独自利用事務の事例」として、これまで39事例を公表してきたところ、地方公共団体からの要望を受け、次のとおり事例を追加する（資料2-4参照）。

追加する事例※	準ずる法定事務
結婚生活支援のための給付金の支給に関する事務(116)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（法別表第二の百十六の項）

※末尾の（ ）内は準ずる法定事務の法別表第二の項

3. 公表予定日

改正後の規則の施行の日（令和5年9月中旬予定）

（参考）参照条文

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

（利用範囲）

第九条（略）

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～6（略）

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～八（略）

九 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情

報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。)が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者(当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。)に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

十～十七 (略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)

(条例事務を処理するために必要な特定個人情報を提供することができる場合)

第二条 法第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める事務は、次に掲げる要件を満たすもの(以下「条例事務」という。)とする。

一 法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務(以下この項において単に「事務」という。)の趣旨又は目的が、法別表第二の第二欄に掲げる事務のうちいずれかの事務(以下「法定事務」という。)の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。

二 その事務の内容が、前号の法定事務の内容と類似していること。

2～4 (略)